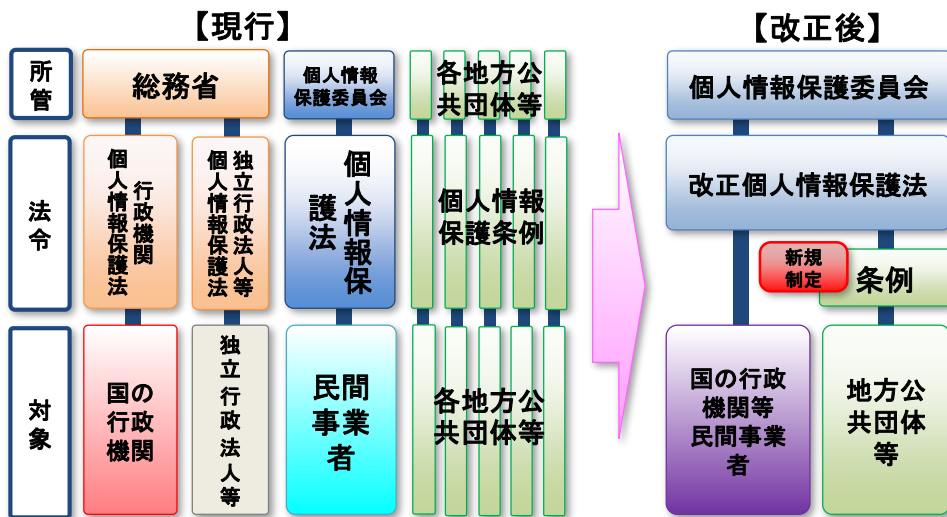


令和5年4月1日から施行・適用される改正個人情報保護法の実施に関して必要な事項を定める「北上市個人情報保護法施行条例」を制定しようとするもの

1 背景

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年5月19日公布）による「個人情報の保護に関する法律」の改正（令和5年4月1日施行）
- 法改正の目的である「社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」とデータ流通」の両立のため、全国的な共通ルールを定める必要
→従来の法制度を見直し、地方公共団体にも改正法が適用
- 改正法に、「条例に定めるべき事項」、「条例に規定することが許容される事項」の規定があり、改正法の実施にあたり、それらを定める条例を制定することが求められている。

2 制度の改正の概要



3 条例に定めるべき事項の規定

- (1) 開示請求に係る手数料（第3条）
- ・現行条例と同じとする。

改正法の規定	現行条例の規定	新条例の規定
実費の範囲内において条例で定める額	手数料は無料 (実費相当の費用を徴収)	手数料は無料 (実費相当の費用を徴収)

4 条例に規定することが許容される事項の規定

- (1) 開示決定等の処理期限を短くする規定（第4条・第5条）
- ・開示請求の手続きに係る処理期限について、現行条例と同じとする（下表）。
 - ・訂正請求、利用停止請求に係る処理期限は法定の期限とする。

項目	改正法の規定	現行条例の規定	新条例の規定
決定期限	開示請求があった日から30日	開示請求があった日から起算して15日	開示請求があった日から起算して15日
期限の延長	30日以内に限り延長可	30日以内に限り延長可	30日以内に限り延長可
期限の特例	請求があった日から60日以内	開示請求があった日から起算して45日以内	開示請求があった日から起算して45日以内

- (2) 審査会への諮問事項の規定（第9条）
- ア 収集・利用及びオンライン結合に関する公益上の必要性の有無、個人情報保護制度の在り方に関する意見聴取は認められないこととされた。
- イ 「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合」に限り、北上市情報公開・個人情報保護審査会に諮問できる規定とする。
- ①この条例の改廃に関すること
 - ②安全管理のために講ずる措置に関すること
 - ③その他の市の個人情報保護の施策に関すること
- (3) その他の規定
- ・定義規定（第2条）
 - ・現行条例の運用に合わせるため必要な規定（第4条、第6条～第8条）
- (4) 附則
- ア 現行条例の廃止
- イ 現行条例の経過措置
- ウ 関係条例の一部改正
- ・北上市情報公開・個人情報保護審査会条例
 - ・北上市債権管理条例

5 今後のスケジュール

令和4年11月14日 市議会全員協議会への付議
12月1日 市議会12月通常会議に上程
令和5年4月1日 新条例施行